

2020年財政法 (Financial Act, 2020) の内容について

2020年6月30日に施行。ビジネスに関連するポイントは以下の通り。

1. 総収入の10%の税率で課税される居住用不動産賃貸収入の区分を拡大
2. 2021年1月1日から、納税者の総収入の1%の税率で課される最低税 (Minimum Tax) が導入
3. 2021年1月1日から、デジタル・サービス税が導入
4. 特定の費用が損金算入費用から除外
5. 特定の税免除等が廃止

内容は以下のとおり。

1. 総収入の10%の税率で課税される居住用不動産賃貸収入の区分を拡大
 - ・ 同法は、総収入の10%の税率で課税される居住用不動産賃貸収入の区分を拡大した。2021年1月1日より、居住用不動産賃貸収入 (RRI) 税が適用される賃貸収入の金額が、以下のとおり増額される。
 - 下限額は、年間14万4,000ケニアシリングから28万8,000ケニアシリングに増額
 - 上限額は、年間1,000万ケニアシリングから1,500万ケニアシリングに増額
2. 2021年1月1日から、納税者の総収入の1%の税率で課される最低税 (Minimum Tax) が導入
 - ・ 同法により、2021年1月1日から、納税者の総収入の1%の税率で課される最低税 (Minimum Tax) が導入される。最低税は、所得税法 (Income Tax Act) の下で免除される収入や、源泉徴収税 (PAYE)、所得税、居住用不動産賃貸収入 (RRI) 税、売上税 (Turnover Tax)、キャピタルゲイン税、または、資源分野の特定の税制の下で課税済みの収入には適用されない。
3. 特定の費用が損金算入費用から除外
 - ・ 以下の費用が、損金算入費用から除外された。
 - ① 課税事業の実施とみなされることを選択した業界団体に支払う加盟費用または年会費

- ② 株式の公募の際に生じる弁護士費用その他の費用
- ③ ナイロビ証券取引所に上場する際に生じる弁護士費用その他の費用
- ④ 従業員のために雇用主が支払うクラブの会費

4. 特定の税免除等が廃止

- ・ 同法により、下記の税免除等が廃止された。
 - ① 登録住宅所有貯蓄プラン (Home Ownership Savings Plan) の収入にかかる所得税免除
 - ② 太陽光エネルギーを利用・貯蔵するディープサイクル・バッテリーを含む、太陽光および風力エネルギーの開発・発電のための特別な装置にかかる付加価値税 (VAT) 免除
 - ③ クリーンな料理用コンロの組み立て、製造または修理のみに直接使用する目的で、国内で購入または輸入された課税物品にかかる VAT 免除
 - ④ ストーブ、レンジ、炊事器具 (集中暖房用のボイラーが付随するものを含む)、バーベキュー器具、火鉢、ガスコンロ、プレートウォーマーおよびそれらに類する非電気式家庭用器具にかかる VAT 免除
 - ⑤ プロパンを含む液化石油ガス (LPG) の供給にかかる VAT の税率 0%

以上